

白川町国土強靭化地域計画

令和3年3月

< 目 次 >

はじめに

1. 計画策定の趣旨 (P1)
2. 計画の性格 (P1)
3. 計画期間 (P2)

第1章 強靭化の基本的な考え方

1. 基本目標 (P2)
2. 強靭化を推進するまでの基本的な方針 (P2)

第2章 計画策定に際して想定するリスク (P3)

- 風水害(風害、洪水、土砂災害)
巨大地震(内陸直下型地震、南海トラフ地震)

第3章 脆弱性評価

1. 脆弱性評価の考え方 (P4)
2. 「起きてはならない最悪の事態」の設定 (P4)
3. 「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策の分析・評価 (P5)

第4章 強靭化の推進方針

1. 推進方針の整理 (P6)
2. 施策分野ごとの強靭化の推進方針 (P6)
 - 2.1 交通・物流 ~交通ネットワークの強化 (P6)
 - 2.2 国土保全 ~河川、砂防、治山等対策~ (P8)
 - 2.3 農林水産 ~災害に強い農地・森林づくり~ (P9)
 - 2.4 住宅／土地利用 ~災害に強いまちづくり~ (P10)
 - 2.5 保健医療・福祉 ~医療救護体制確保及び要配慮者への支援~ (P13)
 - 2.6 産業 ~サプライチェーンの確保~ (P14)
 - 2.7 ライフライン・情報通信 ~生活基盤の維持~ (P15)
 - 2.8 行政機能 ~自治体機能の継続~ (P16)
 - 2.9 環境 ~廃棄物対策~ (P20)
 - 2.10 地域づくり・リスクコミュニケーション (P20)
 - 2.11 メンテナンス・老朽化対策 ~公共施設等の長寿命化 (P21)

第5章 計画の推進

1. 施策の重点化 (P21)
2. 毎年度のアクションプランの策定 (P22)
3. 計画の見直し (P22)

(別紙1)「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価 (P23)

はじめに

1. 計画策定の趣旨

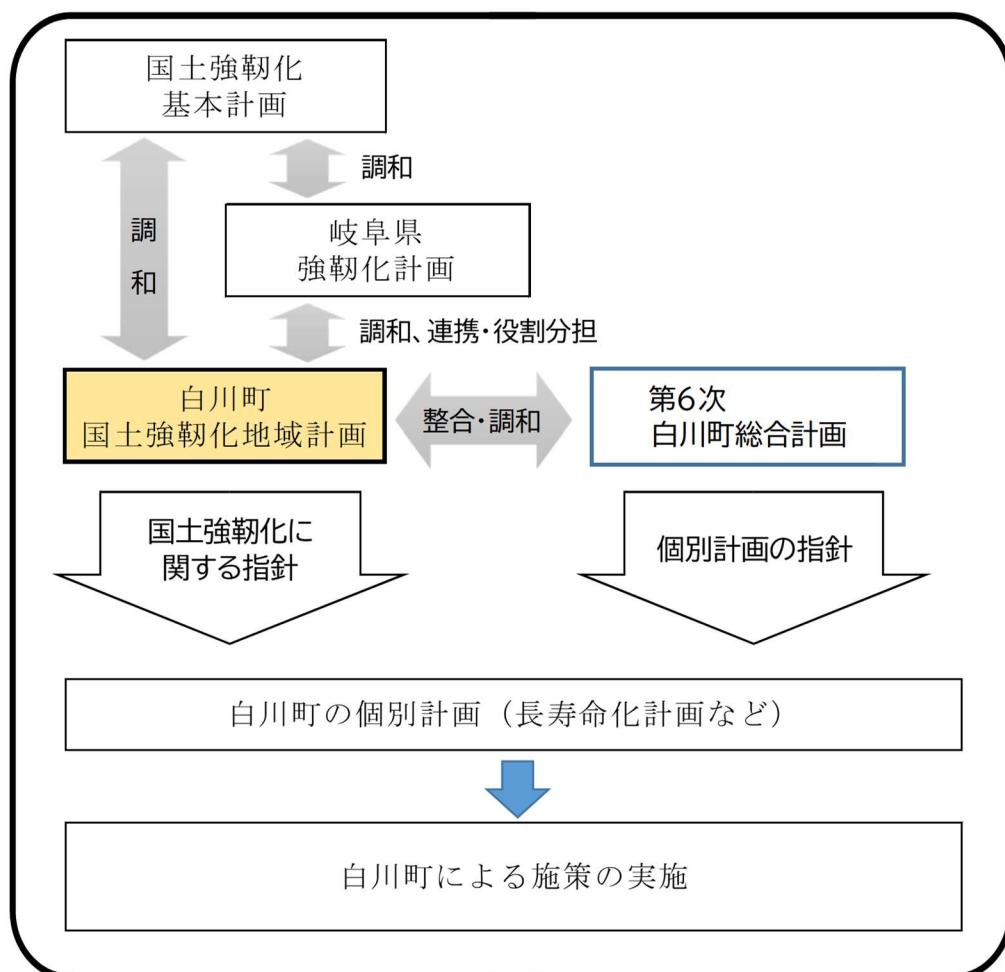
平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法(以下「基本法」という。)」が公布・施行された。

基本法では、その第13条に「都道府県又は市町村は、国土強靭化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靭化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靭化地域計画」という。）を、国土強靭化地域計画以外の国土強靭化に係る当該都道府県、又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。」と規定されている。

この計画は、この規定に基づき、どんな自然災害が起こっても機能不全に陥らず、いつまでも元気であり続ける強靭な白川町を作り上げるために策定するものである。

2. 計画の性格

この計画は、強靭化に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための指針として策定するものである。また、岐阜県が策定した「岐阜県強靭化計画」(平成27年)及び白川町第6次総合計画と調和を図るものとする。



3. 計画期間

本計画が対象とする期間は、第6次総合計画との整合を図るため、令和3年度から令和10年度までの8年間とする。(前期4年・後期4年)

なお、計画期間内であっても、修正の必要が生じた場合には、見直しを実施する。

第1章 強靭化の基本的な考え方

1. 基本目標

基本法では、その第14条で「国土強靭化地域計画は、国土強靭化基本計画との調和が保たれたものでなければならない。」と規定されている。

これを踏まえ、本計画の策定にあたっては、国土強靭化基本計画の基本目標を踏襲し、以下の4つを基本目標として、強靭化を推進することとする。

- 町民の生命の保護が最大限図られること
- 町の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- 迅速な復旧・復興

2. 強靭化を推進する上での基本的な方針

基本計画における「国土強靭化を推進する上での基本的な方針」のほか、強靭化の理念を踏まえ、以下の基本的な方針に基づき推進する。

(1) 本町の特性を踏まえた取組推進

- 人口減少や少子高齢社会の進行など、本町を取り巻く社会経済情勢を踏まえた取組みを進めること。
- 過去の災害から得られた教訓を最大限活用すること。なお、想定外の事態が発生することも常に念頭に置いて取組みにあたること。
- 県域を越えた連携など広域的な視点から取組みを進めること。
- それぞれの地域が有する潜在力を最大限活用するとともに、消防団員や建設業、医療・介護人材といった地域の安全・安心を担う人材の育成・確保を平時から進めるなど、足腰の強い地域社会を構築する視点を持って取組みにあたること。
- 災害後の回復力の源泉でもある若者の数が激減しており、こうした傾向に歯止めをかけるとともに、町民一丸となって減災に取り組むこと。

(2) 効率的・効果的な取組推進

- 国、県、民間事業者、町民など関係者相互の連携により取組みを進めること。
- 「自律・分散・協調」型の国土形成に向けた取組みを国全体で進める中で、地域間の連携、広域的なネットワークの構築を重視して取組みに当たること。
- 非常時のみならず、日常の町民生活の安全・安心、産業の活性化に資する対策となるよう工夫すること。その際は、「地方創生」の取組みとの連携を図ること。
- 限られた資源の中、国・県の施策の積極的な活用や民間投資の促進を図るとともに、強靭化に向けたハード整備にあたっては、将来世代に過大な負担が生じることのないようライフサイクルコストを含め、事業の効率性確保に特に配慮すること。
- 社会の効率化・高機能化に伴い、災害脆弱性が高まっていることに留意が必要であること。

第2章 計画策定に際して想定するリスク

本計画においては、本町において最も発生頻度が高い災害類型である風水害や、ひとたび発生すれば甚大な被害が生じる巨大地震等の大規模自然災害を対象とする。

- 1 風水害(風害、洪水、土砂災害)
- 2 巨大地震(内陸直下型地震、南海トラフ地震)

○阿寺断層帯北部震源の被害想定

| | |
|------|--------------------|
| 震 度 | 5 強～6 弱 |
| 建物被害 | 全壊 434 棟 |
| | 半壊 1,652 棟 |
| | 火災 1棟(発生時刻平均) |
| 人的被害 | 死者数 22名(午前5時発生) |
| | 負傷者数 344 名(午前5時発生) |

○南海トラフ地震の被害想定

| | |
|------|-------------------|
| 震 度 | 6 弱 |
| 建物被害 | 全壊 123 棟 |
| | 半壊 610 棟 |
| | 火災 1棟(発生時刻平均) |
| 人的被害 | 死者数 1名(午前5時発生) |
| | 負傷者数 91 名(午前5時発生) |

第3章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

「強靭」とは「強くてしなやか」という意味であり、国土強靭化とは、私たちの国土や経済、暮らしが、災害や事故などにより致命的な障害を受けない強さと、速やかに回復するしなやかさを持つことである。

国・県の基本計画では、「強靭性」の反対語である「脆弱性」を分析・評価し、脆弱性を克服するための課題とリスクに対して、強く、しなやかに対応するための方策を検討している。本計画策定に際しても、国・県が実施した手法を踏まえ、脆弱性の評価を行い、対応方策を検討した。

2 「起きてはならない最悪の事態」の設定

国の基本計画では、基本法第17条第3項の規定に基づき、起きてはならない最悪の事態を想定したうえで脆弱性評価を実施している。具体的には、8つの「事前に備えるべき目標」と45の「起きてはならない最悪の事態」を設定し、分析・評価を行っている。一方、県の計画では7つの「事前に備えるべき目標」と26の「起きてはならない最悪の事態」を設定している。

本計画においては、これらのこと参考に、先に述べた想定するリスクや本町の地域特性を踏まえ、それぞれ追加・削除を行い、7つの「事前に備えるべき目標」と21の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

| 事前に備えるべき目標 | | 起きてはならない最悪の事態 | |
|---|--|---------------|---|
| 1 直接死を最大限防ぐ。 | | 1-1 | 巨大地震による住宅・建築物の倒壊や大規模火災に伴う甚大な人的被害の発生 |
| | | 1-2 | 集中豪雨による集落等の大規模かつ長期にわたる浸水被害の発生 |
| | | 1-3 | 大規模土砂災害による集落等の壊滅や甚大な人的被害の発生 |
| | | 1-4 | 避難行動に必要な情報が適切に提供されないことや情報伝達の不備等による人的被害の発生 |
| 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する。 | | 2-1 | 食料・飲料水等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止 |
| | | 2-2 | 孤立集落の発生 |
| | | 2-3 | 警察、消防等の被災等による救助・救急活動の遅れ及び重大な不足 |

| | | | |
|---|--|-----|---|
| | | 2-4 | 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災 |
| | | 2-5 | 劣悪な生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生 |
| 3 | 必要不可欠な行政機能は確保する。 | 3-1 | 町役場職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下 |
| 4 | 生活・経済活動を機能不全に陥らせない。 | 4-1 | サプライチェーンの寸断等による経済活動の麻痺 |
| | | 4-2 | 国道・県道が分断する等、基幹的交通ネットワークの長期間にわたる機能停止 |
| | | 4-3 | 食料や物資の供給の途絶 |
| 5 | ライフライン、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る。 | 5-1 | ライフライン(電気、ガス、簡易水道、浄化槽、燃料)の長期間にわたる機能停止 |
| | | 5-2 | 地域内交通ネットワークの分断 |
| 6 | 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない。 | 6-1 | ため池、堰堤、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生 |
| | | 6-2 | 農地・森林等の荒廃による被害の拡大 |
| 7 | 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する | 7-1 | 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ |
| | | 7-2 | 人材等の不足による復旧・復興の大幅な遅れ |
| | | 7-3 | 国道・県道の損壊や地盤沈下等による復旧・復興の大幅な遅れ |
| | | 7-4 | 事業用地の確保、仮設住宅・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態 |

3 「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策の分析・評価

21の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、関連する現在の施策を洗い出し、取組状況を整理の上、各施策の強み、弱みを分析・評価した。(脆弱性評価結果:P23 以降参照)

その上で、分野横断的な視点で分析・評価するため、改めて以下の施策ごとに脆弱性評価を行い、施策分野の間で連携して取り組むべき施策の確認などを行った。

(個別施策分野)

- (1) 交通・物流～交通ネットワークの強化～
- (2) 国土保全～河川、砂防、治山等対策～
- (3) 農林水産～災害に強い農地・森林づくり～
- (4) 住宅／土地利用～災害に強いまちづくり～
- (5) 保健医療・福祉～医療救護体制確保及び要配慮者への支援～
- (6) 産業～サプライチェーンの確保～
- (7) ライフライン・情報通信～生活基盤の維持～
- (8) 行政機能～自治体機能の継続～
- (9) 環境～廃棄物対策～
- (10) 地域づくり・リスクコミュニケーション
- (11) メンテナンス・老朽化対策～公共施設等の長寿命化～

第4章 強靭化の推進方針

1 推進方針の整理

脆弱性評価結果に基づき、各々の「起きてはならない最悪の事態」及び脆弱性評価を行うにあたり設定した次の11施策分野について、今後必要となる施策を検討し、推進方針(施策の策定に係る基本的な指針)として整理した。

2 施策分野ごとの強靭化の推進方針

施策分野ごとの推進方針を以下に示す。

これらの推進方針は、7つの目標に照らして必要な対応を施策分野ごとに取りまとめたものであるが、それぞれの分野間には相互に関連する事項があるため、施策の推進にあたっては、適切な役割分担や必要な調整を図るなど、施策の実効性・効率性が確保されるよう十分に配慮する。

(1) 交通・物流～交通ネットワークの強化～

(道路ネットワークの整備)……………企画係、土木係、林務基盤係

●個別計画に基づきながら、道路施設等の定期的な点検を行うとともに、町道以外の道路(農林道)と連携した道路ネットワークを整備していく。

- 孤立集落となりうる地域を想定するとともに、迂回路を指定し必要な防災対策を講じたうえで、町民に周知していく。
- 役場、各ふれあいセンター、福祉医療施設等の道路ネットワークを維持することで、物資輸送や応援体制の受け入れ等ができるよう緊急輸送道路の整備と適正な維持管理を行っていく。

«取り組む施策»

- ・長寿命化・個別施設計画(道路・橋梁・トンネル)に沿った適正な維持管理
- ・道路ネットワークが寸断されない防災対策
- ・公共林道事業及び県単林道事業の活用
- ・県営農道整備事業、県代行林道事業の活用

(孤立・大雪対策の推進)……………行政係、土木係

- 大雪による孤立集落となりうる地域を想定するとともに、迅速な除雪作業ができるよう町内土木業者及び消防団との連携を強化していく。
- 電気事業者及び岐阜県との協働により、ライフライン保全対策事業を活用し、孤立する集落の停電対策を推進していく。

«取り組む施策»

- ・町内土木業者及び消防団との連携強化
- ・ライフライン保全対策事業の継続

(道路啓開(けいかい)の迅速な実施)……………土木係

- 確実かつ迅速な対応が可能となるよう、関係機関と連携を強化していく。

«取り組む施策»

- ・災害時応援協定の見直し
- ・自治会での協力体制の構築

(運輸・交通事業者の災害対応力強化)……………企画係

- 緑事業者(濃飛バス)は気象警報発令時においても運行しており、災害時における交通・輸送手段としての役割が期待できるため、大規模災害時における緊急・救援輸送への対応や早急な運行再開が図られるような取組みを進めていく。

«取り組む施策»

- ・道路ネットワークの早期復旧後の迅速な運転再開

- ・緑事業者と公共交通事業者の運行基準の擦り合わせ
- ・庁舎移転に合わせたバス拠点の整備

(2) 国土保全～河川、砂防、治山等対策～

(総合的な水害・土砂災害対策の推進)……………行政係、企画係、土木係

- 大規模土砂災害により集落等の壊滅や人的被害が発生する恐れがある箇所において砂防・急傾斜地崩壊対策事業等の施設整備を推進していく。
- 岐阜県が公表した洪水浸水想定区域図や水害危険情報図を周知していくとともに、夜間でも監視が可能なカメラを設置し、避難判断の参考となる水位を設定して洪水時のリスクの高まりを示すなど、平常時からリスクに備える取組みを進める。
また、洪水時の円滑な避難のため、洪水ハザードマップの策定方法を研究し、町民の防災意識を向上させるなど、避難体制の整備を支援する。
- ドローンを活用した避難判断や避難誘導など、協定を締結している企業との協働により、最新技術を取り入れた防災対策を推進していく。
- 町が管理している普通河川の適正な維持管理を実施していく。

«取り組む施策»

- ・岐阜県による土砂災害警戒区域の設定状況を踏まえた土砂災害対策
- ・白川町気象河川情報収集システムの再構築と町民への周知
- ・ドローンを活用した防災訓練の実施
- ・避難経路内にある普通河川の点検
- ・白川浸水対策の実施

(治山ダム等の整備・機能強化)……………林務基盤係

- 山地災害防止、土壤保全機能の維持増進を図る森林整備を進めるとともに、岐阜県に対して治山事業要望を継続していく。

«取り組む施策»

- ・岐阜県治山事業実施要領に基づく治山事業要望
- ・白川町地域森林計画の見直し
- ・岐阜県集落環境整備事業の活用

(3) 農林水産～災害に強い農地・森林づくり～

(農業用ため池の防災対策の推進)……………林務基盤係

- 特に対策を必要とする防災重点ため池(1池)は、ハザードマップを作成し、町民周知が完了している。

«取り組む施策»

- ・ため池管理者との連携強化
- ・施設の適正な維持管理

(農地・農業水利施設等の適切な保全管理)……………農務係、林務基盤係

- 担い手の育成や継続的な営農活動を行う組織を支援するとともに、農地保全に資する鳥獣害対策を継続していく。

- 施設等にあっては、多面的支払交付金を活用し、地域住民による点検・維持管理・修繕を行っている。今後は、経営体育成基盤整備事業や県営中山間整備事業などの新規採択や計画的な事業推進の要望を継続して、対策を講じていく。

«取り組む施策»

- ・農地における緊急時一時避難場所としての機能保持
- ・多面的支払交付金を活用した施設の適正な維持管理の徹底
- ・経営体育成基盤整備事業と県営中山間整備事業の活用

(農林道の整備) ………………林務基盤係

- 孤立集落の発生防止のため、農道整備や農道橋の耐震対策を実施していくとともに、避難路や代替輸送路機能を確保するため、引き続き整備を推進していく。

- 地域交通ネットワークの補完や災害に強い森林づくりのため、計画的な林道整備を推進していく。

«取り組む施策»

- ・公共林道事業、県単林道事業の活用
- ・県営農道整備事業、県代行林道事業の活用

(災害に強い森林づくり) ………………林務基盤係

- 地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小並びに回避を図る施業を推進していく。

く。また、立地条件や町民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進していく。

- 山地災害の発生の危険性が高い地域において、土砂の流出防備等の機能が十分に発揮できるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進していく。

«取り組む施策»

- ・間伐による適正な森林の管理

(4) 住宅／土地利用 ~災害に強いまちづくり~

(住宅・建築物の耐震化・防火対策の促進) 行政係、財政係、環境係

- 民間建築物の耐震診断、耐震改修工事等に対する支援を行い、普及啓発を実施していく。
- 町有建築物のうち未耐震施設に対する耐震化を計画に基づき行うとともに、非構造部材の耐震化等を実施し、早期に完了させる。
- 災害に強いまちづくりを推進するため、地域防災拠点建築物整備緊急促進事業を活用する。

«取り組む施策»

- ・公共施設等総合管理計画に基づき、町有施設の適正な維持管理(配置を含む)
- ・民間建築物の耐震診断、耐震改修工事に対する支援の継続
- ・耐震シェルター設置に対する支援
- ・町営住宅長寿命化計画(H30～R9)に基づく管理、廃止及び建築の実施
- ・耐震性貯水槽(町内5カ所)による消火活動訓練の実施
- ・学校施設等長寿命化計画に基づく管理
- ・未耐震施設の整理

(空き家対策の推進) 企画係(空き家サポートセンター)

- 大規模災害発生時の空き家の倒壊による道路の閉塞や火災発生などを防止するため、地域と連携して空き家の利活用や除却を進めるとともに、空き家所有者への意識啓発や相談体制の整備等、総合的な空き家対策を推進していく。

«取り組む施策»

- ・除却に対する補助金の創設

(帰宅困難者対策) 行政係

- 「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、必要に応じて、滞在場所の確保等を推進していく。

«取り組む施策»

- ・企業等に対する物資備蓄等の促進
- ・集客施設との連携

(被災住宅支援)行政係、商工観光係、福祉係、環境係

●被災住宅からの土砂やがれきの撤去等の応急修理について災害ボランティア等との連携を強化していく。

«取り組む施策»

- ・社会福祉協議会との合同研修(役割分担を明確)、訓練や情報共有
- ・近隣で受入れ実績のある地方公共団体との意見交換(町とボラセンの関わり方)
- ・町営住宅、第3セクター、町内旅館及び長期避難生活用避難所等による受け皿の確保

(避難所の機能強化・生活環境の向上).....行政係

●避難所機能強化長期計画に基づき、必要な設備改修、備蓄を実施していく。

«取り組む施策»

- ・避難所機能強化長期計画(R3～R6)の執行と見直し

(応急住宅の円滑かつ迅速な供給).....行政係、環境係

●必要戸数分の建設可能用地を確保するとともに、岐阜県と連携した仮設住宅の建設体制を整備していく。

«取り組む施策»

- ・仮設住宅建設地の定期的な見直し
- ・災害応援協定の締結推進

(水資源の有効活用).....行政係

●災害時や異常渇水時において必要な用水を確保するため、雨水・地下水等の有効活用を進めていく。

«取り組む施策»

- ・雨水・地下水等の利活用に対する研究

(立地適正化計画の研究)……………行政係

●災害リスクの低い地域への居住や都市機能の誘導を図り、「コンパクト+ネットワーク」によるまちづくりを研究していく。

«取り組む施策»

- ・災害リスクの低い箇所の洗い出し
- ・コンパクト化に対する先進事例の研究

(地籍調査の促進)……………行政係、地籍調査係

●令和2年度策定した第7次国土調査十箇年計画に基づき、地籍の明確化を図り、災害時の円滑な復旧・復興に資する。

«取り組む施策»

- ・土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に対する地籍調査の実施率の把握
- ・宅地及び農地の実施率100%(令和13年度目標)

(文化財保護対策の推進)……………生涯学習係

●文化財施設の防災・防犯対策を進めるほか、所有者や町民の愛護精神の高揚を図るとともに、適切な保護管理体制の確立を進める。また、これまで紙媒体であった文化財の情報をデジタルアーカイブ化し、貴重な記録等もデータとして整理し後世に伝承していく。

«取り組む施策»

- ・文化財デジタルアーカイブ化

(環境保全の推進)……………林務基盤係

●豊かで美しい自然環境の持つ多面的機能が持続的に発揮されるよう、災害に強い森林づくりを推進していく。

«取り組む施策»

- ・間伐による適正な森林の管理(再掲)

(5) 保健医療・福祉～医療救護体制確保及び要配慮者への支援～

(災害医療・介護体制の充実) 保健係、福祉係

●災害時にエネルギー供給が長期途絶することを回避するため、医療施設や社会福祉施設等の非常用自家発電設備や給水設備等の整備を推進するとともに、最低3日間分の食料、飲料水、その他生活必需品の備蓄を行うよう努めていく。

●受け入れ可能な人数(キャパシティー)に応じたエネルギー・食料の備蓄を各機関の事業継続計画に盛り込むよう計画策定の推進を支援していく。

«取り組む施策»

- ・白川町災害時医療救護計画の見直し
- ・福祉避難所の指定に関する協定の締結
- ・搬送に関する協定の締結

(避難所環境の充実) 行政係

●避難所機能強化長期計画に基づき、必要な設備改修、備蓄を実施していく。

«取り組む施策»

- ・避難所機能強化長期計画(R2～R6)の執行と見直し

(福祉避難所の運営体制確保) 行政係

●研修会等を通して、福祉避難所の充実・強化に向けて推進していく。

«取り組む施策»

- ・研修会の企画と参加

(災害時健康管理体制の整備) 保健係

●長期化する避難生活を想定し、健康に及ぼす影響と予防策に対して、常日頃から意識を高めていく。

«取り組む施策»

- ・医療機関、保健所、可茂消防事務組合との連携
- ・「広域災害・救急医療情報システム(EMIS)」「救急・災害医療情報システム」の機能向上
- ・傷病人の搬送体制の確立(県防災ヘリコプター等の活用、応援要請体制の整備)

- ・計画的な訓練実施(医療救護、情報通信伝達、救護所設置)
- ・「病気、介護予防」「感染症予防」「心の健康」等、防災を意識した町民意識底上げ
- ・既往歴や服薬など救急医療情報を記載したカードと携行の啓発
- ・福祉避難所の指定に関する協定の締結
- ・避難所における要援護者(難病患者、人工透析患者、障がい者)の支援強化

(医療・介護人材の育成・確保)……………保健係、福祉係

- 資格所持者(看護師、社会福祉士、介護福祉士等)のうち、福祉施設に勤務していない方を町にて把握し、大規模災害時に応援要員として動員することに協力を依頼していく。
- 外国人労働者などの推進、照会の補助等を行う。また、シルバー人材センターなどで、生活支援での手助けができる体制を整えていく。(第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画に記載)
- 大規模災害の際には、入院患者、特別養護老人ホーム入所者等災害弱者を優先的に受け入れてもらえる町外の遠隔地施設を確保していく。
- 計画的に医療・介護人材の確保のために人材の育成や医療機関・福祉施設等へ協力依頼を行っていく。

«取り組む施策»

- ・白川町災害時医療救護計画の見直し(再掲)

(社会福祉施設等への支援)……………福祉係

- 資格習得に対する助成制度の確保や、職場環境の改善に努めるようメンタルケアや管理者等へ指導を行っていく。
- 1年に1回程度防災担当部局・福祉担当部局・社会福祉施設の3者で業務継続計画について協議検討する場を設けていく。
- 町の業務に優先度を設定し、緊急時の際には福祉担当部署以外からも町職員を派遣できるよう応援体制を構築していく。

«取り組む施策»

- ・社会福祉施設等の防災体制の整備と応援協力体制の確立
- ・BCP(事業継続計画)の策定、連携体制の強化

(6) 産業～サプライチェーンの確保～

(BCPの策定促進)……………商工観光係

- 事業者の事業継続や早期復旧が最も重要であり、中小企業に対し BCP の策定を促す方策を検

討するなど、商工会と連携した策定率の向上に取組んでいく。

●本社機能の移転・企業誘致については、引き続きテレワーク、ワーケーションによる企業誘致等を推進するとともに、リニア中央新幹線に伴うリニア岐阜県駅(仮称)の完成、国道41号上麻生防災の完成による大都市圏からのアクセスの良さを活かした本社機能の移転を推進することにより、大都市圏に集中した企業分散化により国全体での強靭化を図っていく。

«取り組む施策»

- ・中小企業に対する BCP 策定の支援(商工会主体)
- ・ワーケーションによる企業誘致

(7) ライフライン・情報通信～生活基盤の維持～

(総合的な大規模停電対策の推進)……………行政係

- 暴風・豪雪に伴う倒木による停電発生を未然に防止するため、岐阜県、電気事業者及び白川町が連携して事業計画を作成し、危険樹木の事前伐採を効果的かつ効率的に推進していく。
- 町(避難所を含む)、医療機関や社会福祉施設等が備蓄・保有する非常用発電機の数量、規格、燃料補給体制などについて総点検を行うとともに、電源車や非常用発電機の配備、燃料の供給に関する電気事業者、災害時協定締結団体等との連携を強化し、停電が長期化した際にも代替的な電源が迅速かつ円滑に確保される仕組みを整備していく。
- 停電時の町民の不安や混乱を軽減するため、電気事業者、県及び白川町は、相互に連携して多様な情報伝達手段を活用してきめ細かな情報発信を行っていく。

«取り組む施策»

- ・年1回以上の実践的な防災訓練の実施と見直し

(簡易水道施設の耐震・老朽化対策の推進)……………水道係

- 昭和40年に始まった水道事業は、平成17年までの拡張整備により町内のほぼ全域で水を供給できるようになり、水道管路は308kmに及んでいるが、事業開始から年数が経過している水道管の老朽化が著しく漏水事故が頻発しており、このような区域では、大地震発生時に各所で漏水し、水の供給が停止してしまう恐れがある。

町では、耐用年数の経過した管路の更新を順次進めており、更新には耐震適合性の管を使用している。

また、厚労省が示す「全国の令和2年度末時点の基幹的管路の耐震適合性のある管の割合」は約40.9%となっているが、白川町の耐震適合性のある管の割合は30%程度であり、引き続き管路の更新を進めていく。

«取り組む施策»

- ・1km／年度の管路更新事業
- ・管路の耐震化計画策定

(合併浄化槽への転換促進)……………環境係

●汲取り式が被害を受けて復旧することとなった場合、原型復旧は難しいため、下水処理施設に比べ災害に強い汚水処理方法といわれている合併処理浄化槽への転換を促進していく。

«取り組む施策»

- ・合併処理浄化槽設置補助金の継続
- ・浄化槽設置業者及び清掃業者との復旧体制の検討
- ・簡易トイレ確保先の検討及び協力体制の構築
- ・避難所等長期滞在箇所の簡易トイレ設置方法の検討及び整備方法の検討
(地下ピット式等の新たな方法の検討)

(分散型電源としての再生可能エネルギーの活用)……………行政係、企画係

●長期避難生活用避難所となるような公共施設に対する再生可能エネルギーを利用した電力の確保や省エネタイプの電気設備等を整備していく。

«取り組む施策»

- ・自立・分散型エネルギーシステムの導入・普及
- ・地域内で循環・活用する「エネルギーの地産地消」の推進

(電気、情報通信、ガス事業者の災害対応力強化)……………行政係

●災害時応援協定の締結内容に基づいた迅速な復旧活動を図るとともに、昨今の災害状況に適合しているかを見直し、有事に備えていく。

«取り組む施策»

- ・年1回以上の実践的な防災訓練の実施と見直し(再掲)

(8) 行政機能～自治体機能の継続～

(災害初動対応力の強化)……………行政係

●危機管理意識の醸成と災害対応力の強化により、自助、共助及び公助の底上げを推進していく。

«取り組む施策»

- ・職員の防災・減災意識向上を図る研修の実施
- ・定期的な初動対応訓練の開催

(防災拠点機能の強化)……………行政係、財政係

●災害発生時及び展開期、安定期に必要な行政機能を確保するため、防災拠点機能を備えた新庁舎整備を行う。

«取り組む施策»

- ・庁舎個別施設計画の策定
- ・防災拠点の機能及び設備を備え、耐震性能を確保した新庁舎整備
(令和7年度の新庁舎完成を目指す。)

(広域連携の推進)……………行政係、企画係

●岐阜県をはじめ近隣市町村との災害時応援協定に基づいた支援体制の継続と、友好都市と平常時から多様な政策領域において、相互交流のネットワークを強化していく。

«取り組む施策»

- ・災害時の相互応援が円滑に実施できる体制づくり

(災害対策用資機材の確保・充実)……………行政係

●大規模災害発生時に、他の公共団体や民間企業に対し円滑に応援要請が行えるよう、受援ニーズの共有・調整を図るための仕組みについて検討していく。

«取り組む施策»

- ・物資、資器材等の受入訓練の実施

(市民への情報伝達の強化と伝達手段の多様化)……………行政係

●町民主体での避難行動を促進するため、各種防災情報や避難情報を一元的にわかりやすく提供できるよう工夫するほか、具体的な災害リスクを認知するためのハザードマップの普及促進、警戒

レベルなど直感的に把握可能な表現による避難情報発令、ローカル・メディアと連携したきめ細かな情報提供、SNSを活用した情報発信など情報伝達を強化していく。

«取り組む施策»

- ・白川町気象河川情報システム(HP上に掲載)の改修
- ・多種多様な防災情報の町民周知(ぎふ川と道のアラームメールなど)
- ・すぐメールを活用した迅速な避難情報や各種防災・減災情報の発信

(切れ目のない被災者生活再建支援) 福祉係

- 被害の状況に応じて災害救助法、被災者生活再建支援法や県の被災者生活・住宅再建支援制度を速やかに適用し被災者の生活再建を支援していく。
- 一元管理による被害情報の集積を行い、スムーズな支援体制を構築していく。

«取り組む施策»

- ・ワンストップ窓口の設置
- ・情報を一元管理しやすいシステム構築

(行政情報通信基盤の耐災害性強化と業務継続) 行政係、財政係

- 通信途絶リスクを軽減するため、洪水対策・土砂災害対策をはじめ、情報通信施設の機能維持のための電源確保、遠隔地でのバックアップ、アクセス集中時のシステムダウン対策等、行政情報基盤の防災機能を強化していく。
- 災害関連情報を迅速かつ正確に収集するため、防災情報の広域連携と効率的な情報共有化・一元管理に資する体制を構築する。
- 災害時の緊急情報を迅速かつ確実に伝達するため、多様なツールを確保し、発信の多重化にも努めているが、地域BWA、第5世代移動通信システム(5G)などの整備を含め、複数のツールでの一括配信システムの導入、SNS等によるリアルタイムな情報発信や双方向型のコミュニケーションツール等を利用し一層の充実や迅速化を図っていく。公衆無線 LAN 等、事業者が提供するサービス等も活用の上、多様な情報発信基盤の確保に向けた取組を推進していく。

«取り組む施策»

- ・バックアップ機能の充実など、システムダウン、記憶媒体の損失回避
- ・災害関連情報の収集体制の構築
- ・新庁舎整備事業に合わせた防災情報システム整備

(業務継続体制の整備)住民係

- 町営火葬場の業務継続体制を維持するとともに、広域火葬体制の確立を図っていく。また、遺体安置所となる施設の選定を行い、亡くなられた方の尊厳を確保した遺体の処理、火葬等が行えるよう、葬祭関係団体との連携を図っていく。

«取り組む施策»

- ・「岐阜県広域火葬計画」に基づく対策

(非常用物資の備蓄促進)行政係、農務係

- 避難所機能強化長期計画(R2～R6)に基づき、各種備蓄品を確保していく。
- 民間企業などと協定を締結し、災害時に必要な食料等生活必要物資の調達や、米の備蓄と迅速な供給体制を確保していく。

«取り組む施策»

- ・多種多様な方への備蓄推進
- ・食料品等取扱業者との協定締結による食料品の確保

(消防力の強化)行政係

- 消防団員の確保に加え、機能別消防団員の拡充、団員OBや女性など多様な人材の活用などの方策を推進していく。
- 持続可能な白川町消防団を形成し、真に必要な消防団設備や資機材を整備していく。

«取り組む施策»

- ・消防団長期計画の策定
- ・団員確保に向けた団活動、訓練等の見直し

(迅速な被害認定)行政係、福祉係

- 被害認定調査とり災証明書発行業務が迅速に行われるよう、平時から研修等を行い、情報共有できるようにしていく。

«取り組む施策»

- ・主務的に携わる部署の明確化
- ・り災証明書発行体制の強化と職員に対する研修実施
- ・ICT技術やドローンなどを活用した被災状況の把握方法確立

(9) 環境～廃棄物対策～

(災害廃棄物対策)環境係

- 広域災害が発生した場合の仮置場及び一次処理場の選定及び道路被災時の災害廃棄物仮置場の不足に対応していく。

«取り組む施策»

- ・災害廃棄物仮置場設営方法と管理方法の確立及び協力者の育成
- ・災害廃棄物と一般廃棄物収集の共存方法の確立
- ・可茂広域行政内外の市町村間の応援体制の構築
- ・被災前から、一般ごみの分別方法の周知及び分別の必要性の周知

(10) 地域づくり・リスクコミュニケーション

(市民等への周知と情報提供)

- どのような情報が必要かなど、市民と意見を交換できる場を確保していく。
- 「自らの命は自らが守る」という自助の意識を醸成するため、小中学校などにおいて、地域の災害リスクや災害時にとるべき避難行動の理解促進等を図る防災教育を計画していく。

«取り組む施策»

- ・「災害対策連絡協議会」での意見交換
- ・各地区災害対策連絡協議会と小中学校が連携して実施する防災訓練の支援

(地域の防災力強化と連携の促進)

(防災人材の育成)

- 各地区で組織されている「災害対策連絡協議会」の活動をより一層活発化できるよう働きかけを行うとともに、自助・共助力強化のための施策を協働で実施していく。
- 「災害対策連絡協議会」の構成員である防災士が、具体的な目的を持って関わることのできる防災・減災対策を、毎年協議し合いながら明確にしていく。

«取り組む施策»

- ・地域が主体となって行う「地域防災訓練」の実施と支援
- ・感染症予防対策を講じた緊急避難場所の開設訓練
- ・防災キャンプのモデル実施

- ・自主防災活動補助金の拡充と有効な活用の周知徹底
- ・防災士が講師となって実施する各種防災研修会の実施

(11) メンテナンス・老朽化対策～公共施設等の長寿命化～

(公共施設等の維持管理)

- 公共施設総量の適正化、長寿命化、計画的な更新・改修を行うため、「白川町公共施設等総合管理計画」等に基づき、公共施設等の最適配置を実現していく。
- それぞれの分野での個別施設計画に基づき、施設等の長寿命化等を計画的に推進していく。

«取り組む施策»

- ・白川町公共施設等総合管理計画の見直しと実施
- ・各種施設個別計画の適正な実施

第5章 計画の推進

1 施策の重点化

限られた資源で効率的・効果的に本町の強靭化を進めるためには、施策の重点化を図る必要がある。このため、脆弱性評価の結果を踏まえ、「効果の大きさ」や「緊急性・切迫度」など下記の視点により総合的に勘案し、特に重点化すべき施策項目を設定した。これにより、施策の重点化を行い、毎年度の予算編成や国・県への施策提案に反映する。

なお、重点化施策項目については、施策の進捗状況等を踏まえ、毎年度のアクションプランを策定する過程において、適宜見直しを行う。

(重点化の視点)

| | |
|---------------|-----------------------------|
| 効果の大きさ | 災害リスクを回避する上で、どの程度の影響・効果があるか |
| 緊急性・切迫度 | 災害リスクに照らし、どの程度の緊急性・切迫性があるか |
| 施策の進捗状況 | 全国水準や指標目標に照らし、どの程度進捗しているか |
| 平時の活用 | 災害時のみならず、平時においてどの程度活用できるか |
| 国全体の強靭化に対する貢献 | 国全体の強靭化にどの程度貢献するか |

2 毎年度のアクションプランの策定

本町の国土強靭化推進のための主要施策を「白川町強靭化計画アクションプラン」としてとりまとめ、毎年度、総合計画担当課と連携して進捗状況を把握する。

3 計画の見直し

本計画については、今後の社会情勢の変化や、国・県等の国土強靭化施策の進捗状況などを考慮し、4年(総合計画前後期)ごとに計画の見直しを実施する。

ただし、計画期間中であっても、新たに想定されるリスク等を踏まえ、必要に応じ、計画の見直しを行うことができるものとする。

地域防災計画など国土強靭化に係る町の他の計画については、それぞれの計画の見直し時期や次期計画の策定時等に所要の検討を行い、本計画との整合を図る。

1 直接死を最大限防ぐ。

1-1 巨大地震による住宅・建築物の倒壊や大規模火災に伴う甚大な人的被害の発生

«住宅等の耐震化・防火対策の推進»

国庫事業を活用し、耐震診断や耐震補強工事への補助を行っているが、耐震化がなかなか進んでいない状況であり、要因の分析と解決策を見出す必要がある。

密集地域での大規模火災に対する消防水利の確保も十分とは言えない状況であり、渇水期を想定した消防水利の確保を検討していく必要がある。

«公共施設等の維持管理»

公共建築物等の老朽化対策については、維持補修等必要な取組みを進めているが、今後、更新時期を迎える建築物も見込まれることから、「白川町公共施設等総合管理計画」に基づき、計画的な維持管理・更新を行う必要がある。

«空き家対策の推進»

大規模災害発生時の空き家の倒壊による道路の閉塞や火災発生などを防止するため、地域と連携して空き家の利活用や除却を進めるとともに、空き家所有者への意識啓発や相談体制の整備等、総合的な空き家対策を推進する必要がある。

«道路啓開(けいかい)の迅速な実施»

現状は災害発生時、道路の流出・法面崩壊で道路が通行不可能になった場合は、早急に対応が可能な企業に土砂除去等を依頼している。

今まで大地震は起きていないため、橋梁段差、家屋・電柱等の構造物の倒壊、車両の放置などは発生していない。

今後、道路構造物だけでなく、家屋や電柱等の倒壊による緊急輸送路等の道路の通行止めに対して関係機関と迅速な対応ができるようにする必要がある

1-2 集中豪雨による集落等の大規模かつ長期にわたる浸水被害の発生

«水害対策の推進»

本町での大水害といわれる浸水被害がおこりうる河川は一級河川であり、白川河岐地区においてはハード対策として河川整備が来年度より着手される。ソフト対策としては1級河川に簡易の危機管理型水位計が設置されている。

普通河川については下流域に大きな集落がなく、大規模な浸水被害が想定されていないが、避難所経路内河川もあることから水害対策を講じていく必要がある。

町とドローンスクールは「ドローンを活用した地域活性化に関する連携協定書」を締結しており、災害時における空撮・各種測量など相互の連携、役割強化を図るため平常時からの連携が必要である。

1-3 大規模土砂災害による集落等の壊滅や甚大な人的被害の発生

«土砂災害対策の推進(ソフト)»

土砂災害のおそれのある箇所を明らかにし、警戒避難体制の整備を図るため、土砂災害警戒区域の見直し・周知、土砂災害警戒情報の提供に加え、防災訓練やハザードマップを作成・更新するとともに、要配慮者利用施設に義務付けられた避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を支援していく必要がある。

«土砂災害対策の推進(ハード)»

岐阜県の土砂災害警戒区域の設定状況を踏まえて、岐阜県と連携して土砂災害対策(砂防・急傾斜対策)を実施する必要がある。特に、大規模土砂災害により集落等の壊滅や人的被害が発生する恐れがある箇所において砂防・急傾斜地崩壊対策事業等の施設整備を推進するよう要望をしていく必要がある。

«治山対策の推進»

山地災害防止、土壤保全機能の維持増進を図る森林整備を進めるとともに、岐阜県治山事業実施要領に基づき、治山事業要望を引き続きしていく必要がある。

1-4 避難行動に必要な情報が適切に提供されないことや情報伝達の不備等による人的被害の発生

«伝達強化と手段の多様化»

白川町防災行政システムが機能停止した場合の対応において、部分的に不明確な状況であり、操作者の教育と受信者への周知など、不測の事態への備えが必要である。

«自助・共助力の強化»

町民の初動体制確立と判断力の養成が急務な状況であり、リーダーシップが発揮できる人材の育成とマニュアル作成が必要である。

«防災・減災データの提供推進»

町が発信している各種防災情報が適確であるかの把握が十分でない状況であり、広聴の場を設け、逐一点検していく必要がある。

«防災教育の推進»

各地区で取り組み度が異なる状況であり、小中学生を対象にした防災教育を実施することで、各家庭内で「我が家家の防災」といったテーマを話し合える環境を作っていく必要がある。

«要配慮者支援の推進»

一人暮らしの高齢者や障がい者など避難行動要支援者の逃げ遅れを防ぐための手段である要支援者台帳の活用方法を明確にしていく必要がある。

«防災人材の育成»

自主防災リーダーに自治会長が就任されるケースが多く、1年ごとで交代していく役職であることからも、各地域で自主防災への取り組みに強弱が出ている状況であり、町内全体で自助・共助力を強化していく仕組みを作っていく必要がある。

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する。

2-1 食料・飲料水等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

«庁舎(防災拠点機能)の強化»

役場庁舎は築後63年が経過しており、建物の老朽化に加えて、電気・給排水・衛生設備・空調設備等の老朽化も進んでおり、修繕を繰り返しながら使用している。

現庁舎の立地面や未耐震による構造上の問題が生じている状況であり、早急に新庁舎の整備に着手していく必要がある。

«災害協定の推進»

他業種間との災害時応援協定締結はある程度進んでいる状況であるが、締結対象や目的を明確にしながら更に推進していく必要がある。

«水道施設の耐震・老朽化対策»

老朽化対策のため、順次管施設の更新に着手している状況であるが、改良工事など早期に完成させていく必要がある。

«非常用物資の備蓄促進»

家庭内備蓄と各地区にある緊急避難場所での物資備蓄について、引き続き推進するとともに、その実態について把握する必要がある。

«帰宅困難者対策の推進»

大雨等によるJR高山線の運転見合わせや、雨量規制による国県道の通行止めによる帰宅困難者対策のうち、町内企業が講じている対策が、十分把握できていない状況であり、それぞれで策定したBCP計画を確認する必要がある。

2-2 孤立集落の発生

«道路ネットワークの確保»

町道、農道及び林道など、横断的な関りで道路ネットワークが構築できていない状況であり、早急に孤立する危険性のある集落を想定し、迂回路の設定をするとともに、当該路線の災害防除対策を図っていく必要がある。

«通信手段等の確保»

白川町防災行政システムによる情報伝達、アンサーバック機能を有したパンザマストによる送受信など、対町民向けの通信手段の確保は進んでいるが、携帯電話が不通となった場合における関連機関との情報伝達に弱さがある状況であり、デジタル簡易無線の配備など、多様な通信手段の確保が必要である。

2-3 警察・消防等の被災等による救助・救急活動の遅れ及び重大な不足

«消防・警察における業務継続計画把握»

実際に大災害が発生した場合の、役割分担、基地設置や指揮系統の確立など、スムーズに復興に向けて対応できるか不安な状況であり、年に1回以上は、こうした異業種間との防災訓練が必要である。

«連携体制の強化»

国、県、消防、警察や医療機関など、防災・減災では多くの関連機関と連携を取りながら、発災後の対応～復興に向けて取り組んでいく必要がある。総合防災訓練により連携は図られているが、実際に大災害が発生した場合の住み分けが不十分な状況であり、今後は実践的な防災訓練を行っていく必要がある。

«消防団員等の人材確保・資機材拡充»

団員の成り手不足が今後も加速していくことが明白な状況であり、一朝一夕で解決できる問題ではないため、様々な角度から検証と工夫をしながら、町民の生命と財産を守る組織である消防団の持続化を図っていく必要がある。

2-4 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災

«医療施設等におけるエネルギー確保»

白川町災害時医療救護計画に位置づけされている救護病院及び救護所のエネルギー確保対策が不十分な状況であり、有事の際の収容人数を把握するとともに、早急にエネルギー確保を図っていく必要がある。

«生活必需品の備蓄推進»

白川町災害時医療救護計画に位置づけされている救護病院及び救護所の生活必需品の備蓄状況の把握が不十分な状況であり、有事の際の収容人数を把握するとともに、早急に各所のBCP計画を共有していく必要がある。

«医療・介護人材の確保»

白川町災害時医療救護計画に位置づけされている救護病院及び救護所の人員不足が生じることが明白な状況であり、支援者登録など、協力体制を早急に構築していく必要がある。

«社会福祉施設への支援と業務継続計画の把握»

社会福祉施設等の防災体制の整備と応援協力体制の確立について、現状にあわせた防災計画の見直しやBCP(事業継続計画)の策定、連携体制の強化に努める必要がある。

2-5 劣悪な生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

«避難所の防災機能・生活環境の充実»

避難所における防災機能向上のため、避難所機能強化長期計画を策定済みであり、計画に沿った機能強化を図る必要がある。

«福祉避難所の運営体制確保»

福祉避難所の収容可能人数と、実際に利用する対象者数の把握が不十分であることと、感染症対策の観点から避難所とすることが困難な状況であり、それぞれの施設管理者と実際の対応方法について協議を進めていく必要がある。

«健康管理体制の整備»

医療機関、保健所、可茂消防事務組合との連携や、非常時の役割分担の明確化が不十分な状況であり、長期化する避難生活を想定し、健康に及ぼす影響と予防策に対して、常日頃から意識を高める施策や、難病患者、人工透析患者、障がい者、要介護者などを要援護者台帳に登録することで、健康管理に対する支援体制を強化していく必要がある。

«仮設住宅の迅速な供給»

仮設住宅建設予定地をどこにするか具体的な候補地を選定するとともに、住宅の配備は、県が主体となって行うことを認知するとともに、連携をどのようにしていくかを把握していく必要がある。

3 必要不可欠な行政機能は確保する。

3-1 町役場職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

«初動対応の強化»

職員の初動対応から、災害復旧までを効率的・効果的に行うための全体的な取組・手順等を共有し、対応力の向上を図る必要がある。

«被災者生活再建支援(り災証明発行)»

災害発生後の被害調査において、情報集約と管理調整を行う司令塔部署がないため、調査結果が複数部署に共有されていない状況であり、個々の部署がそれぞれの観点で調査を行うため、同じ災害現場を複数回確認することもあることから効率が悪くなるとともに、被災直後の大変な時であるにもかかわらず、対応する町民の方の負担も大きい。

«広域連携の推進»

岐阜県をはじめ近隣市町村との災害時応援協定は締結済みであるが、大災害が発生した際に、どこにどのように支援要請し、受け入れ体制を構築していくかについて想定しておく必要がある。

«業務継続体制の整備»

業務継続計画は策定済みであるが、計画の見直しや運用方法の共有化を図っていくことが必要である。

«行政情報通信基盤の耐災害性強化と業務継続体制»

岐阜情報スーパーハイウェイについては、幹線の切断に備えた幹線網のループ化やアクセスポイント及び中継局の耐火性・耐震性の確保などの対策を実施しており、引き続き耐災害性を維持する必要がある。

情報システム部門の業務継続計画の実効性を高めていくため、継続的に周知、訓練やスキルアップを行うとともに、常に最新の状況を反映した計画となるよう点検を行う必要がある。また、災害に関する情報など、高可用性を求める情報システムについては、外部データセンターやクラウドサービスの利用を図っていく必要がある。

«町営火葬場の業務継続体制»

岐阜県広域火葬計画に基づき、災害発生後に多数の犠牲者が発生した場合に備え、亡くなられた

方の尊厳を確保した遺体の処理、火葬等が行えるよう、葬祭関係団体との連携を図っていく必要がある。

4 生活・経済活動を機能不全に陥らせない。

4-1 サプライチェーンの寸断等による経済活動の麻痺

«BCP等の策定支援»

町内事業者における業務継続計画(BCP)の策定については、多くの事業者が必要性を認識しているものの、計画の策定はほとんど進んでいない状況であり、中小企業に対し BCP の策定を促す方策を検討するなど、商工会と連携した策定率の向上に取り組んでいく必要がある。

4-2 国道・県道が分断する等、基幹的交通ネットワークの長期間にわたる機能停止

«道路ネットワークの確保»

基幹的交通ネットワークが長期機能停止した場合、町道も機能停止している可能性が大きく、道路施設の点検を行い、修繕等の適正な維持管理を行う必要がある。

«緊急輸送道路ネットワークの確保»

本庁舎、各ふれあいセンター、災害対策拠点及び防災拠点や医療施設等のネットワークの確保、物資輸送や応援体制の受け入れ等ができるよう緊急輸送路の整備、また防災施設の整備や適正な維持管理を行っていく必要がある。

4-3 食料や物資の供給の途絶

«食料供給体制の確保»

食料品を取り扱う業者との災害時応援協定の締結を推進しているが、受け入れ場所の選定が不十分な状況であり、支援要請～受け入れまでの手順を明確にしておくことが必要である。

«農業水利施設の老朽化対策»

高齢化、後継者不足に伴う農地の荒廃化、また、農業施設(農業用倉庫・水利施設など)の老朽化に伴い、適切な管理が困難な状況であり、農地が有する保水効果など国土保全機能を維持するため、担い手の育成や継続的な営農活動を行う組織を支援するとともに、地域の農業関係組織が主体となった農地や農業用施設等を保全する取組みの支援や、農地保全に資する鳥獣害対策を継続していく必要がある。

5 ライフライン、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復

旧を図る。

5-1 ライフライン(電気、ガス、簡易水道、浄化槽、燃料)の長期間にわたる機能停止

«大規模停電対策の推進»

各家庭や緊急避難場所における発電機の設置などを推進するとともに、公共施設等にあっては、再生可能エネルギーを取り入れた停電対策を早急に行っていく必要がある。

また、電気供給業者との連携を強化し、電力復旧を支援していく体制を整える必要がある。

«水道施設の耐震・老朽化対策»

昭和40年に始まつた水道事業は、平成17年までの拡張整備により町内のはぼ全域で水を供給できるようになり、水道管路は308kmに及んでいるが、事業開始から年数が経過している水道管の老朽化が著しく漏水事故が頻発しており、このような区域では、大地震発生時に各所で漏水し、水の供給が停止してしまう恐れがある状況であり、各年度おおよそ1kmの管路更新事業を進めていく必要がある。

«浄化槽における業務継続体制の整備»

汲取り式が被害を受けて復旧することとなった場合、原型復旧は難しく合併処理浄化槽への転換が求められるため、多くの時間を要することが考えられる状況であり、設置業者、清掃業者との連携を強化し、合併処理浄化槽の普及率を高めていく必要がある。

«再生可能エネルギーの活用»

本庁舎及び各地区ふれあいセンターなどの公共施設には再生可能エネルギーを利用した電力の確保や省エネタイプの電気設備等が整備されていない状況であり、施設や地域特性に応じた自立・分散型のエネルギーシステムの導入・普及が必要である。

«輸送・交通事業者の災害対応力強化»

民間事業者と物資調達・供給確保等の協定は締結していない状況であり、町と交通事業者が相互に連携・協力し、代替輸送や早期復旧等を迅速に行う仕組みを構築する必要がある。

«道路啓開の迅速な実施»（1-1と同様）

現状は災害発生時、道路の流出・法面崩壊で道路が通行不可能になった場合は、早急に対応が可能な企業に土砂除去等を依頼している。

今まで大地震は起きていないため、橋梁段差、家屋・電柱等の構造物の倒壊、車両の放置などは発生していない。

今後、道路構造物だけでなく、家屋や電柱等の倒壊による緊急輸送路等の道路の通行止めに対して関係機関と迅速な対応ができるようにする必要がある

«電気事業者との連携強化»

災害時応援協定が締結済みであるため、より実践に即した防災訓練の早期実現に向けた調整を進めていく必要がある。

«情報通信事業者との連携強化»

災害時応援協定が締結済みであるため、より実践に即した防災訓練の早期実現に向けた調整を進めていく必要がある。

«ガス事業者との連携強化»

災害時応援協定が締結済みであるため、より実践に即した防災訓練の早期実現に向けた調整を進めていく必要がある。

5-2 地域内交通ネットワークの分断

«道路施設の維持管理»

大規模災害時にライフライン、交通ネットワークを確保するため、迅速に道路啓開、応急復旧、本復旧を行う必要がある。防災対策などの整備、また道路施設の点検を行い、修繕等の適正な維持管理を行う必要がある。

«農林道の整備»

農林道にあっては、引き続き、県営農道整備事業や県代行林道事業の要望を行うとともに、う回路となる林道を優先的に、公共林道事業・県単林道事業を活用し、林道整備を継続していく必要がある。

6 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない。

6-1 ため池、堰堤、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

«農業用ため池の防災対策の推進»

点検・調査を実施しており、特に対策を必要とする防災重点ため池1池については、ハザードマップを作成し、周辺住民に配布している。

«河川構造物・砂防施設等の長寿命化対策»

普通河川には河川整備計画はなく、維持管理等については危険箇所の修繕にとどまっている状

況であり、集落の有無や避難経路であるかなどの確認を行ったうえで対策を講じていく必要がある。

«治山構造物の長寿命化対策»

計画的な施設維持管理の実施を県に働きかけていく。

6-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

«農地・農業用施設等の適切な保全管理»

高齢化、後継者不足に伴う農地の荒廃化、また、農業施設(農業用倉庫・水利施設など)の老朽化に伴い、適切な管理が困難な状況であり、農地が有する保水効果など国土保全機能を維持するため、担い手の育成や継続的な営農活動を行う組織を支援するとともに、地域の農業関係組織が主体となった農地や農業用施設等を保全する取組みの支援や、農地保全に資する鳥獣害対策を継続していく必要がある。

«災害に強い森林づくり»

地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小並びに回避を図る施業を推進する。また、立地条件や町民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進していく必要がある。

7 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

7-1 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

«災害廃棄物対策の推進»

白川町防災計画において、協議会単位での仮置場は表記してあるが、広域災害が発生した場合の仮置場及び一次処理場の選定及び道路被災時の災害廃棄物仮置場が不十分な状況であり、早急に計画を立てていく必要がある。

7-2 人材等の不足による復旧・復興の大幅な遅れ

«災害ボランティアの受入・連携体制の構築»

実際の現場でボランティアが受入後に作業内容や被災者のニーズとのマッチングを行うこと等の業務を行うボランティアコーディネーターなど専門的な人材が不足している状況であり、岐阜県社会福祉協議会と連携し、ボランティアコーディネーターの育成を行い、社協職員だけではなく、町職員も参加し、連携体制を構築していく必要がある。

«防災人材の育成»

大災害時は行政だけでは対応が困難な状況であり、中核的な地域防災組織である消防団員や防

災士が、各地域で防災リーダーとして活動できるよう、訓練や研修を通じてスキルアップを進めていく必要がある。

«コミュニティ活動の担い手養成»

各地区で組織されている災害対策連絡協議会の活動が、活発化するよう支援するとともに、それぞれの会が自発的に防災・減災対策に取り組めるよう町と連携していく必要がある。

7-3 町道の損壊や地盤沈下等による復旧・復興の大幅な遅れ

«道路ネットワークの整備» (2-2同様)

町道、農道及び林道など、横断的な関りで道路ネットワークが構築できていない状況であり、早急に孤立する危険性のある集落を想定し、迂回路の設定をするとともに、当該路線の災害防除対策を図っていく必要がある。

7-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

«地籍調査の促進»

本町の地籍調査事業は、昭和63年度から開始し令和元年度末の実施済面積は61.09k m²、進捗率は26.2%であり、全国平均の52%と比較し著しく遅れている状況であり、第7次国土調査十箇年計画に基づき地籍調査事業を実施していく必要がある。